

# 令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業業務委託基本仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業

## 2 業務の目的

本県の観光入込者数は、冬季に減少し、夏季（7月～9月）をピークに春季から徐々に増加する傾向にあることから、夏季に向けて観光需要が高まりはじめる3月から5月までの期間に更なる需要喚起を図ることにより、誘客と観光消費の拡大を加速させが必要である。

そのため、デジタル媒体やリアル媒体の様々な手法を組み合わせた多角的な情報発信によるプロモーションや宿泊喚起施策、周遊促進企画を実施することにより、本県の3月から5月の春の観光コンテンツを訴求するとともに、本県の認知度向上及び消費行動を誘引し、誘客拡大、観光客の周遊促進及び観光消費額の拡大を図る。

## 3 プロモーションでの主なターゲット

首都圏（東京・埼玉・神奈川）及び隣接県（宮城・福島・秋田・新潟）からの旅行者で、ヤングパートナー（20～30代のカップル・夫婦）及び女子旅の層。

## 4 委託料の上限額

12,485,000円（消費税及び地方消費税含む。）

〔令和7年度分として3,850,000円、令和8年度分として8,635,000円を想定〕

## 5 事業実施期間

契約締結の日から令和8年6月30日（火）まで

## 6 業務内容

### （1）プロモーション（多角的な情報発信）の実施

令和8年3月中旬から5月31日（日）まで、XやInstagram等のSNSによる情報発信、ディスプレイ広告等の掲載等のデジタル媒体を中心に、フリーペーパーを含む各種雑誌への出稿等リアル媒体も複数組み合わせながら、本県の認知度向上、誘客拡大、観光客の周遊促進及び観光消費額の拡大が期待できる情報発信を行うこと。

- ・情報発信期間である3月～5月ならではの本県の美食・美酒や温泉、歴史・文化、自然・絶景、山岳、花といった観光資源の魅力を訴求すること。
- ・適切な媒体において、下記（2）・（3）の内容を盛り込んだプロモーションも併せて実施すること。
- ・デジタル媒体に掲載する場合は、委託期間中、ウェブ上に掲載すること。ただし、受注者において期間を超えて掲載することを妨げないものとする。

- ・広告媒体・手段、デザイン等は、発注者と協議のうえ決定すること。

※発注者において東京メトロで広告を別途掲出するため、取組みが重複しないよう留意すること。

## （2）宿泊者向けプレゼント企画の実施

令和8年4月1日（水）から5月31日（日）まで、発注者が指定する対象宿泊施設に宿泊した方に応募フォームの二次元コードが掲載された応募カードをチェックアウト時に渡し、応募者の中から抽選によって選ばれた当選者へ賞品をプレゼントするキャンペーンを実施すること。

### 【応募フォームの構築・運用等】

- ・対象期間に対象宿泊施設を利用した方に配付する二次元コード付き応募カードにより応募フォームへ遷移し、応募できるシステムとすること。また、応募フォームには、賞品発送時に必要な事項のほか、発注者が求めるアンケートも含めること。アンケートについては、企画終了後に結果を集計し、報告書を作成すること。
- ・システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について発注者に説明を行うこと。
- ・賞品は発注者と協議のうえ、決定するとともに手配、当選者への発送等を行うこと。また、賞の名称は訴求力、インパクトのあるものにすること。
  - （A賞）1万円相当の賞品 15名分程度 〈例〉やまがた紅玉
  - （B賞）5千円相当の賞品 35名分程度 〈例〉山形夏の特産品
- ・賞品の当選者を決める抽選を行うこと。その際は、同一の応募カードによる重複応募がないか等の確認も行ったうえで、当選者を決定すること。

### 【応募カードの制作】

- ・カード中に応募フォームへ遷移できる二次元コードを掲載した応募カードの制作・印刷を行うこと。
- ・下記（3）のスタンプラリー企画に関する情報も盛り込むこと。
- ・同一のカードでの重複応募を防止するため、カードに整理番号を付すること。
- ・使用する写真やイラスト等について、下記「9 著作権等の取り扱い」を参考し、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ・規格等は以下のとおりとすること。  
サイズ：名刺サイズ、両面フルカラー、数量：100,000枚
- ・対象宿泊施設への応募カードの配布は、受注者が行うこととする。（対象宿泊施設の最大数は275施設）

## （3）スタンプラリー企画の実施

上記（2）の企画の応募者をはじめとする旅行者の県内周遊を促進するため、令和8年4月1日（水）から5月31日（日）まで、一般社団法人日本自動車連

盟（JAF）が所有するスタンプラリーシステムを活用し、スマートフォンのGPS機能により、観光スポット等を訪れてスタンプを獲得するスタンプラリー企画を実施すること。

- ・開催地域は山形県内全域とし、スポット数は20スポット程度とすること。
- ・スポットは、実施期間ならではの県内の魅力あるスポット（祭り等1日限定のイベントを含むことも妨げない。）とし、発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・賞品は発注者と協議のうえ、決定するとともに手配、当選者への発送等を行うこと。また、賞の名称は訴求力、インパクトのあるものにすること。

対象者	賞品
全スポットのスタンプを獲得した方から15名分程度	3万円相当の賞品 〈例〉宿泊補助券
任意の10スポットのスタンプを獲得した方から25名分程度	1万円相当の賞品 〈例〉やまがた紅玉
任意の5スポットのスタンプを獲得した方から50名分程度	5千円相当の賞品 〈例〉山形夏の特産品
任意の3スポットのスタンプを獲得した方から100名分程度	3千円相当の賞品 〈例〉山形夏の特産品

#### （4）チラシ制作

（2）・（3）の両企画の周知を図るためのチラシを1種類制作すること。なお、ターゲット層へ訴求できるデザインで制作することとし、仕様は下記のとおりとする。デザインについては、発注者と協議のうえ決定すること。使用する写真やイラスト等について、下記「9 著作権等の取り扱い」を参照し、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようすること。

- ・数量：101,000部以上
- ・判型：A4判 両面2ページ
- ・規格：マットコート再生紙 90kg
- ・色番：全ページ4色カラー
- ・納品先：やまがた観光キャンペーン推進協議会事務局（山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課）、（2）の対象宿泊施設
- ・その他：JPG、BMP、AIの各データ形式でも納品すること。

※上記規格・内容等のうち、判型、規格、色番については、より効果的な規格等を提案できる場合は上記によらなくとも可とする。

#### （5）事業効果の効果測定

事業の進捗及び成果が客観的に管理・評価できる目標指標を設定し、効果測定と検証・分析を定量的に行うこと。

## 7 成果品

下記の成果品を発注者へ納品すること。

- (1) 業務完了報告（業務委託契約書における指定様式）：紙媒体（2部）、電子ファイル
- (2) 実績がわかる報告書：紙媒体（2部）、電子ファイル  
※ディスプレイ広告や各種ＳＮＳ等を活用した情報発信を行った場合、その実績を報告書に記載すること。  
※リアル媒体による情報発信を行った場合、現物（2部）を提出すること。  
※事業成果の効果測定と検証・分析を定量的に行うとともに、分析の結果、今後の施策の検討に有効と思われる内容について報告書に記載すること。

## 8 受注者の義務

- ・本業務の履行にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識と知見を發揮して業務を遂行しなければならない。
- ・本業務の進捗状況を発注者に隨時報告し、協議しながら業務を進めること。
- ・本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても必要と認められるものについては充足しなければならない。
- ・従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- ・当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。

## 9 著作権等の取り扱い

- (1) 受注者は、本業務による成果品に関する著作権、二次利用等の権利関係の許諾手続きを済ませたうえで納品すること。
- (2) 本仕様書により作成された成果品の著作権は、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくして使用・流用してはならない。
- (3) 受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。
- (4) 納品する成果品に関して、第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉や申請等の手続きは受託者が行うこととする。
- (5) 納品する成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととし、異議申し立てや紛争の提起があった場合は全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 10 個人情報の取り扱い

- (1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の利益を侵害することのないよう漏洩、滅失、

改ざん又は破損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、受注者（再委託をした場合の受注者を含む）は、個人情報の取り扱いにあたっては本業務に係る業務委託契約書の別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### （2）秘密の保持

受注者は、本業務の事務に関して知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

#### （3）取得の制限

受注者は、本業務の事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

#### （4）利用及び範囲の制限

受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、本業務の事務を処理するための利用目的外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### （5）事故発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩などの事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 11 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載されていない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ対応を決定するものとする。